

報告第4号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日提出

養父市長 大林 賢 一

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容 等
第4号	令和8年5月27日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和8年4月5日、養父市広谷（養父市商工会養父支所前駐車場）で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 127,072円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) [redacted] [redacted]